

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 高額介護合算療養費及び医療費通知について ～

### 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。

なお、手続きには住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は、高額介護合算療養費対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。

### 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

| 負担割合 | 区分       | 自己負担額の合計の基準額 |      |
|------|----------|--------------|------|
| 3割   | 現役並み所得者  | 67万円         |      |
| 1割   | 一般       | 56万円         |      |
|      | 住民税非課税世帯 | 区分Ⅱ（※1）      | 31万円 |
|      |          | 区分Ⅰ（※2）      | 19万円 |

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

### 後期高齢者医療費通知について

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、皆様の医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

次の発行は、平成25年3月（平成24年7～12月の医療費を対象）に行います。

- 新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または住民課国保・後期高齢者医療係までご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。
- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- 医療費通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- この通知を確定申告（医療費控除）の際の領収書として使うことはできません。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合  
（☎ 011 - 290 - 5601）

住民課国保・後期高齢者医療係  
（☎ 23 - 2467）